

9. 技能資格規程

2013年4月1日
規 第 9 号

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本バトン協会（以下「協会」という。）資格認定規程に関するバトントワーリング技能資格に必要な事項を定める。

(主 旨)

第2条 バトントワーリング技能資格は、協会発行の「バトントワーリング技能ライセンステキスト」に基づき、技術の段階的なレベルアップを図り、その成果を認証することを目的とする。

(資格の種類及び受験資格)

第3条 協会が認定するバトントワーリング技能資格の種類及び受験資格は、次の通りとする。ただし、当該実施年度内にその年齢に達する者はその限りではない。

- (1) グレード1 (G1) 協会の構成員で、7歳以上の者
- (2) グレード2 (G2) 協会の構成員で、7歳以上の者
- (3) グレード3 (G3) 協会の構成員で、7歳以上の者
- (4) グレード4 (G4) グレード3の保持者で、7歳以上の者
- (5) グレード5 (G5) グレード4の保持者で、7歳以上の者
- (6) グレード6 (G6) グレード5の保持者で、7歳以上の者
- (7) グレード7 (G7) グレード6の保持者で、16歳以上の者

(認定方法)

第4条 バトントワーリング技能資格は、以下の全てを満たした者を認定する。

- (1) 別表1に定める全ての講習科目を修了すること。(1単位45分)
- (2) 技能ライセンステキストに定める全ての検定科目に合格すること。
- (3) 所定の認定料を納入すること。
- (4) 開催組織（支部および都道府県組織）がバトントワーリング技能認定パスポートに記録を行う。

(検定料及び認定料)

第5条 検定料及び認定料の額は、別表2に定める通りとする。

(資格の失効)

第6条 バトントワーリング技能資格は、以下の場合資格を失効する。

- (1) 構成員でなくなった場合
- (2) バトントワーリング技能認定パスポートを紛失した場合

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の議決を要する。

(附 則)

この規程は、2013年4月1日より施行する。

この規程は、2014年2月24日から変更し同日より施行する。

この規程は、2018年4月1日から変更し同日より施行する。

この規程は、2021年4月30日から変更し同日から施行する。

この規程は、2027年4月1日から変更し同日より施行する。

必須単位 別表 1

級	単位	時	講習科目	合格点
G1	3	1 2 3	・バトンの基礎知識 ・基本動作Ⅰ ・フットワークⅠ ・基本操法Ⅰ ・検定要領	60 点
G2	3	1 2 3	・フットワークⅡ ・基本操法Ⅱ ・検定要領	70 点
G3	6	1 2 3 4 5 6	・フットワークⅢ ・基本操法Ⅲ ・基本操法Ⅳ ・基本操法Ⅴ ・コンビネーションⅠ ・検定要領	70 点
G4	6	1 2 3 4 5 6	・ボディワークⅠ ・応用操法Ⅰ ・応用操法Ⅱ ・応用操法Ⅲ ・コンビネーションⅡ ・検定要領	80 点
G5	8	1 2 3 4 5 6 7 8	・基本動作Ⅱ ・ボディワークⅡ ・応用操法Ⅳ ・応用操法Ⅴ ・応用操法Ⅵ ・コンビネーションⅢ ・規定ルーティーン ・検定要領	80 点
G6	8	1 2 3 4 5 6 7 8	・ボディワークⅢ ・応用操法Ⅶ ・応用操法Ⅷ ・応用操法Ⅸ ・コンビネーションⅣ ・コンビネーションⅤ ・ルーティーン ・検定要領	80 点
G7	8	1 2 3 4 5 6 7 8	・指導の心得・技術基礎 ・指導法基礎(プレトワール含む) ・指導法1 ・指導法2 ・指導法3 ・指導法4 ・指導法5 ・筆記試験	80 点

検定料及び認定料 別表 2

	種 類	検定料	認定料
1	G1～G3	5 0 0 円	5 0 0 円
2	G4～G7	1, 0 0 0 円	1, 0 0 0 円